

砂川市義務教育学校の開校まで、いよいよ2年となります。令和4年度から、「砂川市小中一貫教育推進委員会」に4つの部会を設置し、本市における小中一貫教育の取組を推進してきました。その延長線上に義務教育学校の姿がありますが、開校を控え、より具体詳細な設計図を描いていく必要があります。そのことを踏まえ、次年度からの部会を再編しようと考えます。

義務教育学校開校に向けて

砂川市小中一貫教育推進委員会 における特別部会の再編について

教育委員会 指導参事

1 砂川市小中一貫教育推進委員会

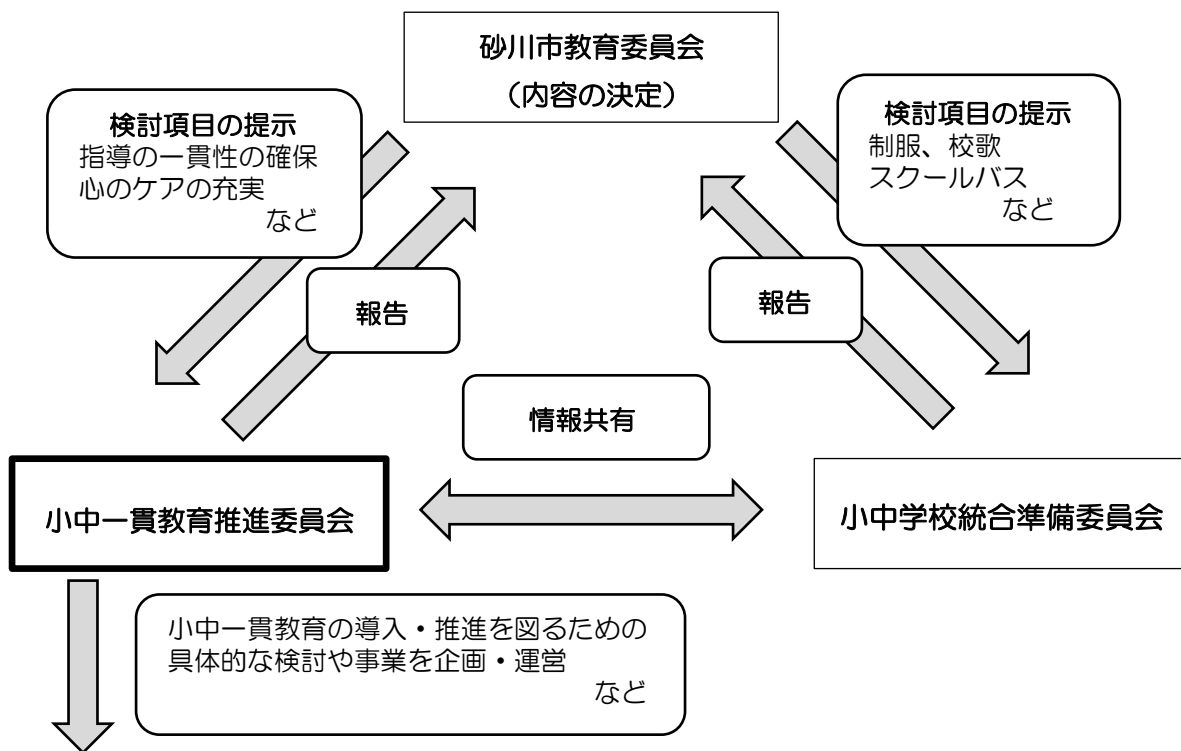
1 砂川市小中一貫教育推進委員会

砂川市小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、小中一貫教育の導入・推進を図るため令和2年度に策定した「砂川市立小中学校適正配置基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、小中一貫教育に関する調査及び協議を行う機関として令和3年度から設置しています。小中一貫教育の具体的な事項の調査及び協議については、令和4年度に策定した「砂川市義務教育学校基本構想」及び令和5年4月に策定した「砂川市小中一貫教育推進計画」に沿って進め、推進委員会で協議した内容及び決定した事項については、取りまとめ教育委員会へ報告することとしています。

また、より具体的な検討や事業を企画運営するために、令和4年度より4つの特別部会を設置しています。

なお、基本計画で示している「学校統合」については、別途「砂川市立小中学校統合準備委員会」を設置して協議することとしています。

推進委員会の位置づけ



小中一貫教育推進委員会特別部会

- ・ 小学校教育課程部会
- ・ 小学校連携事業部会
- ・ 小中連携事業部会
- ・ 施設建設部会

2 特別部会の設置について

(1) 設置されている特別部会

ア 小学校教育課程部会

- ・小学校における学習規律や授業スタイル、タブレット端末の有効活用などについて協議を行い、「砂川スタイル」を確立する。

イ 小学校連携事業部会

- ・小中連携事業の在り方などについて、事業の具体的な内容や日程などについて協議を行う。

ウ 小中連携事業部会

- ・中学校教員の乗り入れ授業の実施など、小中連携事業の具体的な内容などについて協議を行う。

エ 施設建設部会

- ・義務教育学校建設基本設計を進めるにあたり、施設面も含めた意見を教職員から参酌する。

(2) 特別部会の構成員

「小学校教育課程部会」「小学校連携事業部会」は市内小学校5校の教員で構成し、「小中連携事業部会」は、市内小・中学校の教員で構成する。また、施設建設部会については、市内小中学校の校長・教頭で構成する。

なお、各特別部会には、部会長として校長、教頭を配置する。

(3) 各校からの推薦人数

「小学校教育課程部会」：各小学校から1名

「小学校連携事業部会」：各小学校から2～3名

「小中連携事業部会」：各小・中学校から1名

3 部会の再編について

(1) 再編のねらい

義務教育学校開校を控え、これまで推進してきた小中一貫教育の取組を深化・充実させるとともに、令和7年度からの小中一貫教育本格実施や開校時における人的配置や校務分掌、教育課程、日課、校則、学校行事の在り方、校内研究の内容などについての詳細を決めていくことをねらいとし、再編を行うこととします。

(2) 再編の方向性

主に、「校内組織及び学校行事に関わること」、「教育課程に関わること」、「校内研究に関わること」、「児童会生徒会活動や校則に関わること」、「学校間連携に関わること」について、それぞれの詳細を検討することができるようにします。

また、教育課程の側面から、本市における小中一貫教育について、どの視点から令和7年度の本格実施につなげていくかを検討します。

なお、砂川市小中一貫教育推進委員会については、義務教育学校開校を見据え、令和6年度から委員構成の見直しについて事務局で検討します。

(3) 名称と役割

ア 学校経営ワーキンググループ

- ・義務教育学校の土台となる学校経営方針及び校務分掌、特別委員会などの組織や人的配置、学校行事の在り方の方向性などについて協議を行います。

イ 教育課程ワーキンググループ

- ・9年間を貫く視点から、各教科・領域の年間指導計画や道徳科の別様、全体計画、年間行事予定表などを作成するとともに、日課や特別教室割当等について協議します。
- ・令和7年度からの小中一貫教育本格実施に向けて、どのような視点から着手するかを検討します。

ウ 研究推進ワーキンググループ

- ・令和8年度からの校内研究について、研究主題や主題設定の理由、研究内容や研究推進計画等の枠組みを協議するとともに、各教科の指導系統表を作成します。

エ 指導活動ワーキンググループ

- ・9年間の児童生徒の発達段階を考慮した校則等の「きまり」の作成や児童会生徒会の組織や活動内容・活動計画、学校行事や異学年交流の詳細等について協議します。

オ 学校連携ワーキンググループ

- ・これまで「小学校連携事業部会」と「小中連携事業部会」が取り組んできた事業を引き継ぎ、内容の充実・深化に努めながら、中1ギャップ解消を目指す取組を推進します。

(4) ワーキンググループの構成員

ア 学校経営ワーキンググループ：市内小・中学校の校長で構成する。

イ 教育課程ワーキンググループ：市内小・中学校の校長②、教頭②及び教員で構成する。

ウ 研究推進ワーキンググループ：市内小・中学校の校長①、教頭①及び教員で構成する。

エ 指導活動ワーキンググループ：市内小・中学校の校長①、教頭①及び教員で構成する。

オ 学校連携ワーキンググループ：市内小・中学校の校長①、教頭②及び教員で構成する。

各ワーキンググループには、アドバイザーとして校長、グループ長として教頭を配置する。

なお、教育課程ワーキンググループのアドバイザーは2名、その他は1名とし、いずれにも属さない校長が学校経営ワーキンググループの取りまとめ役を担う。

(5) ワーキンググループの推薦人数

ア 学校経営ワーキンググループ：各小・中学校から1名。

イ 教育課程ワーキンググループ：各小・中学校から1名。(教務主任が望ましい)

ウ 研究推進ワーキンググループ：各小・中学校から1名。(研究部長が望ましい)

エ 指導活動ワーキンググループ：各小・中学校から2名。

(生徒指導主事・児童会生徒会担当者が望ましい)

オ 学校連携ワーキンググループ：各小・中学校から2名。

(6) ワーキンググループの運営

- ア 事務局は砂川市教育委員会学校再編課（統括：指導参事）とし、各ワーキンググループのグループ長と連携しながら運営に当たる。
- イ 派遣依頼や案内文書は学校再編課より発出する。
- ウ ワーキンググループの協議の方向性については、グループ長と指導参事による事前協議で調整するが、具体的内容に関してはグループ長に一定の権限と裁量を与える。
- エ グループ間での情報共有が必要な事項があれば、グループ長間で積極的に連携を図る。
- オ ワーキンググループは、各グループにおけるミッションを達成するために適切な数の会議をもつこととし、オンラインによる会議の開催も推奨する。

推進委員会の位置づけ (R6~)

